



福岡県みやま市「清水寺三重塔」

2024 The Fukuoka Prefecture Doctor's Credit Union Disclosure

令和6年

福岡県医師信用組合の現況



ごあいさつ

組合員の皆様方には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より福岡県医師信用組合をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。ここに「福岡県医師信用組合の現況」をお届けいたします。この冊子は最近の業績を中心に経営方針や概要などを取りまとめており、当信用組合をより一層ご理解いただくうえで、ご参考になれば幸いに存じます。

金融経済環境を見ますと、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、イスラエルによるガザ地区侵攻等地政学的リスクが高まり、インフレ圧力が強まった結果、各国政府・中央銀行は政策金利の引き上げ等による対応を図りました。このなか、我が国の金融政策は、マイナス金利政策を継続してまいりましたが、令和6年3月当該マイナス金利政策の解除やイールドカーブコントロール政策の撤廃等、金利の正常化に向け転換を図りました。また、大手企業を中心に賃上げへの取り組みも進んでおり、今後は更に物価動向等を注視していく必要がございます。このような環境下、金利上昇に伴い、低金利時代には表に出てこなかった問題も発生してきており、一層柔軟に対応出来る態勢を構築していく必要があります。

当信用組合は、昭和29年創業以来、福岡県医師会会員を組合員とし「お医者様の銀行」としてサービスに努め、金融面から地域医療発展のお手伝いをしてまいりました。今後も当信用組合は、経営の健全性を維持し、的確・迅速なサービスを提供できる体制づくりに役職員一同、なお一層の努力をしてまいる所存でございます。組合員のみならず、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

令和6年6月
理事長 蓮澤 浩明

あゆみ

- 昭和28年12月16日 設立準備会開催
- 昭和29年 7月 1日 創立総会開催初代組合長（理事長）に渡辺信吉
- 昭和29年 8月23日 設立
- 昭和29年11月 1日 福岡県医師会館にて創業（営業開始）
福岡市因幡町（現福岡市中央区天神）
- 昭和31年 4月10日 第2代組合長（理事長）に清沢又四郎
- 昭和35年 8月15日 医療金融公庫（現独立行政法人福祉医療機構）と代理業務委託契約
- 昭和44年11月10日 新福岡県医師会館1Fへ店舗移転
福岡市博多区博多駅南2丁目9-30
- 昭和49年 5月30日 第3代理事長に青柳成利
- 昭和55年 5月30日 第4代理事長に石田正太郎
- 昭和61年 6月 1日 第5代理事長に櫻井日出生
- 平成 6年 6月 1日 第6代理事長に松田一夫
- 平成 7年 1月20日 全国信用協同組合連合会と代理業務委託契約
- 平成 9年 8月19日 第7代理事長に関原敬次郎
- 平成13年11月12日 南近代ビル6Fへ仮店舗移転
福岡市博多区博多駅南4丁目2-10
- 平成15年12月15日 福岡県メディカルセンタービル3Fへ店舗移転
福岡市博多区博多駅南2丁目9-30
- 平成16年 6月26日 第8代理事長に竹嶋康弘
- 平成18年 6月23日 第9代理事長に横倉義武
- 平成22年 6月26日 第10代理事長に松田峻一良
- 令和 4年 6月28日 第11代理事長に蓮澤浩明

事業方針

協同組織の金融機関として相互扶助の精神に基づき、「お医者様の銀行」としてサービスに努め、金融面から地域医療発展のお手伝いをしてまいります。
そして、なによりも第一に健全経営を心がけ、組合員の皆様の信頼にお応えしてまいります。

地 区

福岡県内全域

店 舗

本 店
福岡市博多区博多駅南2丁目9-30
福岡県メディカルセンタービル3F
Tel 092(431)4964
Fax 092(473)9531
E-Mail fukuisin@ruby.ocn.ne.jp
HP <https://fukuisin.jp>
支店・出張所等はございません。

役 員

（令和6年6月25日現在）

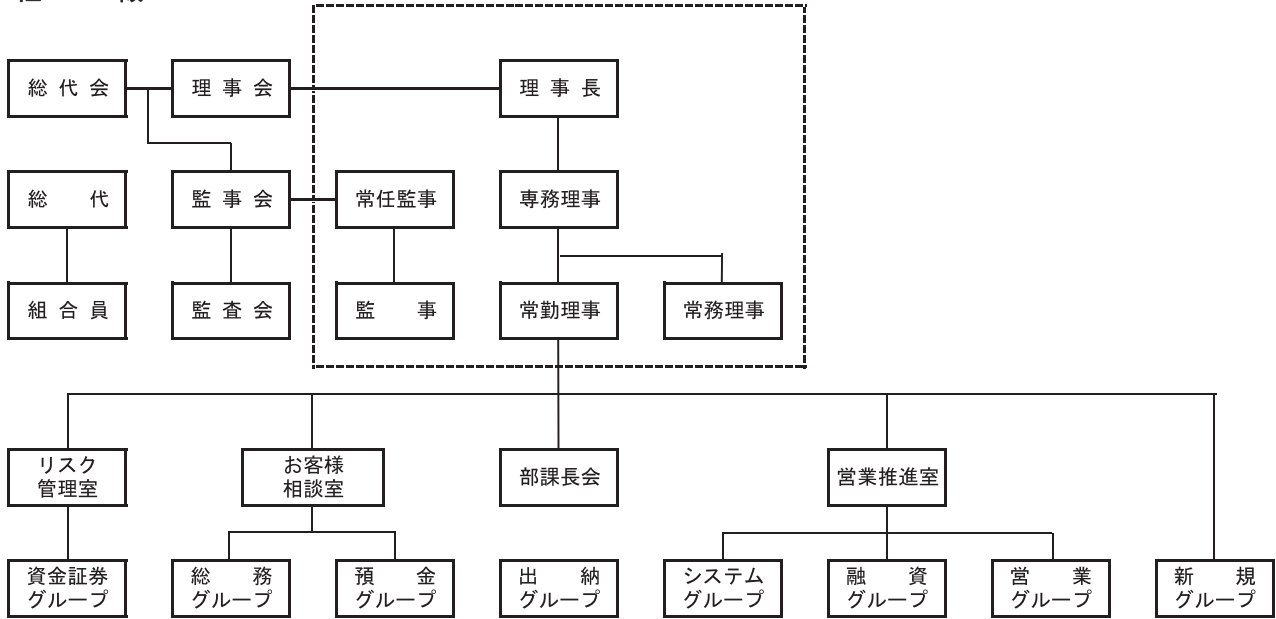
- 理 事 長 蓮 澤 浩 明（非常勤・代表）
- 専 務 理 事 箕 原 栄 一（常 勤・代 表）
- 常 務 理 事 一 宮 仁（非常勤・非代表）
- 常 務 理 事 平 田 泰 彦（非常勤・非代表）
- 常 務 理 事 穴 井 堅 能（非常勤・非代表）
- 常 務 理 事 菊 池 仁 志（非常勤・非代表）
- 常 務 理 事 岩 見 元 照（非常勤・非代表）
- 常 務 理 事 島 田 昇 二 郎（非常勤・非代表）
- 理 事 太 田 信 弘（常 勤・非 代 表）
- 常 任 監 事 瀬 戸 裕 司（非常勤・非代表）
- 監 事 篠 原 俊（非常勤・非代表）

（注）当組合は、職員出身以外の理事8名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

職 員

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男 子	12名	12名	12名	11名	11名
女 子	1名	1名	1名	3名	2名
合 計	13名	13名	13名	14名	13名

組 織



総 代 会

仕組みと機能

組合員の中から組合の代表となる総代を選出し、総会に代わる総代会に出席して信用組合の重要事項を議決します。

役割

総代は、組合員の代表として、組合員の総意を信用組合の経営に反映する重要な役割を担っております。したがって、総代会において発言権及び議決権を有し、役員を選出、決算の承認、定款の変更など、信用組合の重要事項を議決します。

選出方法

総代選挙規程に基づき、福岡県内の24の地区に総代定数を定め、各地区ごとに選出されます。任期は2年です。

第70期通常総代会（令和6年6月25日）の決議事項

- | | | | |
|-------|---------------------|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 第69期貸借対照表および損益計算書承認 | 第4号議案 | 定款一部変更 |
| 第2号議案 | 第69期剰余金処分案承認 | 第5号議案 | 理事および監事選出 |
| 第3号議案 | 第70期事業計画および収支予算案承認 | 第6号議案 | 退任役員に対する退職慰労金贈呈
(以上、すべて承認可決されました。) |

役員報酬

非常勤を含む役員及び監事の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事及び監事それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

また、理事は理事会の協議において、監事は監事会の協議により基本報酬額等を決定しております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総代会で定められた報酬限度額
理 事	30,162	38,000
監 事	2,273	18,000
合 計	32,435	56,000

注) 支払人数は理事16名、監事3名です。

令和5年度の役員賞与金は、理事6,400千円、監事500千円です。

組 合 員

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
組 合 員 数	5,116 名	5,097 名	5,090 名	5,098 名	5,125 名
出 資 口 数	49,453 口	47,894 口	46,777 口	45,843 口	44,548 口
出 資 金	49,453	47,894	46,777	45,843	44,548
出 資 配 当 率	7 %	7 %	7 %	7 %	7 %
出 資 配 当 金	3,473	3,391	3,306	3,227	3,112

総代数(総代定数170人以上230人以内)

(令和6年3月31日現在)

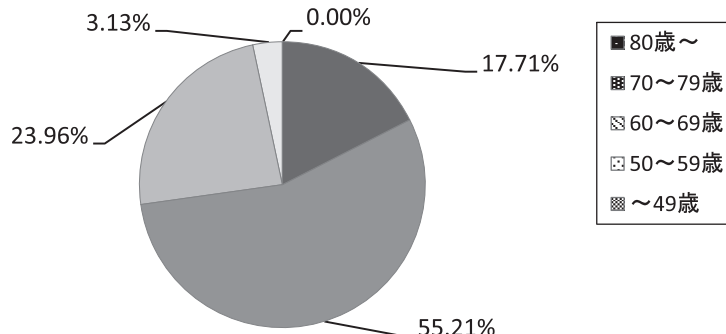
医師会		定数	総代氏名					
北九州ブロック	門司	4	③ 鶴木 秀明 ◆ 岡本 高明 ◆ 香月きょう子 ③ 末永 俊郎					
	小倉	17	◆ 今渡龍一郎 ② 伊與田 修 ④ 浦田 康 ◆ 大久保信之 ◆ 加生 忠洋 ② 木原 康之					
			① 古賀 豊 ① 後藤 博史 ① 小林 誠博 ◆ 武 信昭 ④ 鶴留 洋輔 ③ 中村 秀敏					
	八幡	11	◆ 濱之上隆史 ◆ 原田 嘉和 ① 堀田 裕之 ② 松井 豊 ② 松尾 典夫					
			③ 江崎 嘉春 ③ 岡本 好司 ③ 鍵山 明弘 ③ 黒田 真臣 ◆ 権頭 聖 ④ 西田 英一					
	戸畑	3	◆ 久能 俊昭 ④ 久能 正之 ① 西 徹					
	若松	3	③ 明田 憲昌 ① 中村 和生 ② 村上 忠正					
	遠賀中間	4	③ 梶島 成利 ◆ 津田文史朗 ◆ 堤 康晴 ② 豊澤 賢明					
京都	4	◆ 大原 紀彦 ◆ 桑原 恒治 ③ 武田 秀利 ◆ 弓削 建						
豊前築上	2	◆ 野中 史郎 ◆ 久永 孟						
福岡ブロック	東区	9	④ 植山 奈実 ◆ 菊川 浩徳 ① 権藤健二郎 ① 下地 栄壮 ② 高野 壮史 ① 高本 勝博					
	博多区	10	① 田坂 健彦 ① 前田 正彦 ② 安川 晋輔					
			◆ 伊東 文明 ② 遠近 裕宣 ③ 徳永 昌樹 ③ 中尾 太 ◆ 永島 隆一 ④ 原 直彦					
	中央区	13	① 原口 和也 ④ 牟田 浩実 ④ 安田哲二郎 ◆ 山路浩三郎					
			◆ 案浦 美雪 ◆ 占部 嘉男 ④ 後藤英一郎 ◆ 下野 礼司 ◆ 田中耕太郎 ③ 中山 英樹					
	南区	11	④ 畠山 定宗 ① 船越 元 ◆ 船越 裕登 ◆ 別府 和茂 ④ 御厨 学 ⑥ 溝口 知行					
			① 村岡 聡一					
	城南区	5	① 飯田 武史 ◆ 上田 裕之 ② 小田邊修一 ◆ 小林 研次 ◆ 竹内 俊夫 ◆ 田代英一郎					
			① 富安 孝成 ◆ 野口 秀哉 ◆ 藤田 芳憲 ◆ 松岡 正樹 ◆ 山脊 節					
	早良区	9	④ 小田 俊一 ◆ 尾野 健一 ② 金谷 英樹 ④ 横山 俊宏 ③ 笠 健児朗					
			◆ 大木 實 ④ 大屋 和之 ② 清川 千枝 ◆ 都築 克幸 ② 鶴 博生 ◆ 平野 基					
	西区	7	② 藤吉 啓造 ◆ 牧角 和宏 ◆ 三松 栄之					
			② 緒方 秀昭 ④ 岡本 育 ② 木村 史郎 ② 倉光かすみ ◆ 田中三津子 ③ 丸本 朋稔					
	勤務医会	3	② 森本 健					
筑紫	12	④ 池田 陽一 ◆ 岡村 健 ③ 原口 和大						
		② 荒牧竜太郎 ③ 池上 浩規 ④ 井本 公重 ② 古賀 崇正 ② 小寺 武彦 ② 新海 清人						
系島	3	④ 田中 裕隆 ③ 鶴田 洋一 ① 西本 光伸 ③ 秦 洋文 ④ 帆足 俊男 ② 松田健太郎						
		① 奥 郁美 ① 奥 研二 ① 濱田 学						
粕屋	6	③ 上野毅一郎 ② 堤 康雅 ① 箱田 博之 ◆ 原 速 ② 森 俊憲 ② 安松 聖高						
		③ 中島 啓輔 ③ 樋口 貴文 ③ 宮原 道生 ③ 吉村 徹						
宗像	4	③ 中島 啓輔 ③ 樋口 貴文 ③ 宮原 道生 ③ 吉村 徹						
口筑豊クブ	直方鞍手	4	◆ 栗原 潔 ④ 菅原 啓介 ◆ 戸田 幸博 ◆ 藤井 英晴					
			田川	4	◆ 桑野 和則 ◆ 百武 宏幸 ◆ 藤下 敏 ① 松岡 修			
筑後ブロック	飯塚	6	◆ 青柳 明彦 ◆ 岩見 元照 ④ 野見山祐次 ② 肘井 孝之 ② 藤木 健弘 ① 松岡 良衛					
			② 泉 茂樹 ◆ 井上 治 ◆ 植田 省吾 ③ 内山 伸二 ④ 大治 太郎 ① 竹田津宏子					
	久留米	12	② 内藤 雅康 ③ 中尾 一久 ◆ 西村 宗胤 ① 松枝 俊祐 ① 三橋 敏雄 ④ 牟田 文彦					
			◆ 安藤 謙治 ② 小野 貴也 ◆ 上村 正行 ③ 古賀 浩介 ◆ 中村 照 ④ 深川 公一					
	大牟田	7	◆ 松尾 知幸					
			◆ 大橋 輝明 ② 川崎 裕司 ① 権藤 和久 ④ 馬田 裕二 ① 前田 明輝 ◆ 丸岡 隆之					
	八女筑後	6	① 古賀 丈晴 ④ 坂田 高 ① 田中 正彦					
			朝倉	3	① 古賀 丈晴 ④ 坂田 高 ① 田中 正彦			
	小郡三井	2	④ 田中 久志 ② 中原 俊尚					
			大川三瀨	3	◆ 宿里 芳孝 ① 高宮 博樹 ④ 原口 憲二			
柳川山門	3	④ 伊東 敏雄 ① 藤吉 学 ② 横地 一興						
		浮羽	2	③ 宮崎 正樹 ◆ 戸次 鎮史				
総代合計	192							

(敬称略、地区別五十音順)

※ 氏名の前に就任回数を記載しております。就任回数が5回を超えている場合は◆で示しております。総代の一覧表については、当組合本店に備え置きしておりますので、閲覧のご要望がございましたら「お客様相談室」までご連絡ください。

総代 年齢別構成比

年齢別	人数	構成比
80歳～	0人	0.00%
70～79歳	34人	17.71%
60～69歳	106人	55.21%
50～59歳	46人	23.96%
～49歳	6人	3.13%
合計	192人	100.00%



経営管理体制

法令遵守体制

昨今、大手企業・金融機関などによる不祥事が相次ぎ、金融機関をはじめとするあらゆる企業において、コンプライアンスに対する意識が高まっております。

当信用組合におきましても、コンプライアンス・マニュアル等に従い、すべての役員・職員が金融機関の社会的責任と公共的使命を柱とした法令遵守意識・職業倫理観を確立するよう日頃より教育・研修をおこないその浸透をはかっております。

リスク管理体制

金融機関を取り巻くリスクは、金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等に伴い一段と多様化・複雑化しており、その管理体制の強化が求められています。当信用組合におきましては、リスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、各種リスクの所在や影響範囲等を把握・分析し、適切なリスク管理体制の構築に取り組んでいます。なお、金融機関を取り巻くリスクには、下記のようなものがあります。

- 「信用リスク」 …信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、金融機関が損失を被るリスクです。
- 「市場リスク」 …金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被る「市場リスク」と、それに付随する信用リスク等の関連リスクを含みます。なお、「市場リスク」は、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被る「金利リスク」、有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少する「価格変動リスク」、外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生する「為替リスク」からなります。
- 「流動性リスク」 …金融機関の財務内容等の悪化により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」からなります。
- 「オペレーショナル・リスク」 …役員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被る「事務リスク」、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被る「システムリスク」、当該金融機関がオペレーショナル・リスクと定義したリスクのうち、事務リスク及びシステムリスクを除いた「その他オペレーショナル・リスク」からなります。

内部検査体制

グループ制導入による内部の相互牽制機能に加え、毎月一回の内部検査、更に公認会計士による外部検査も毎月実施しております。

融資審査体制

融資取扱基準に基づいて合議制による厳格な審査を行い、安全性・健全性の徹底につとめています。

有価証券運用体制

有価証券運用基準に基づいて合議制による厳格な運用を行い、流動性・健全性の徹底につとめています。

自己査定体制

自己査定基準に基づいてプロジェクトチームによる厳格な査定をおこない、信用リスクの管理をおこなうとともに、自己査定結果と償却・引当計上基準に基づいて適正な償却・引当を行っています。

A L M管理体制

各種リスクを監視・管理し、その変動を抑制しながら、適正な収益確保に努力いたしております。

マネー・ローndリング、テロ資金供与対策及び拡散金融に係る基本規程（一部抜粋）

リスク管理態勢

当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に係るマネロン等リスク対策を、組合全体で実施するために、経営陣の主導的な関与の下、組合内横断的なリスク管理態勢を構築します。

マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに福岡県警察の指導により、当組合では、マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該取引に制限をさせていただくことがございます。お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事業概況

資金調達面では、「預金積金」平均残高 784億 6百万円、期末残高 787億 30百万円となりました。
 資金運用面では、「預け金」平均残高 508億 31百万円、期末残高 509億 12百万円、「有価証券」平均残高 118億 34百万円、期末残高 120億 7百万円、「貸出金」平均残高 201億 37百万円、期末残高 206億 86百万円となりました。
 「税引前当期純利益」 2億 24百万円、「当期純利益」 1億 62百万円となりました。
 「組合員」 5,125名、「出資金」 44百万円となりました。
 福岡県医師信用組合は、今後もなお一層健全経営を心がけみなさまのお役にたつよう努力いたします。

業務指標

(単位：千円)

区分	令和4年度末	令和5年度末	区分	令和4年度末	令和5年度末
業務純益	262,567	297,358	支払利息の増減	△ 267	△ 133
業務粗利益	560,038	568,654	受取利息の増減	24,902	8,985
資金利益	558,963	568,082	資金運用利回り	0.69%	0.68%
資金運用収益	560,355	569,341	資金調達原価率	0.36%	0.35%
資金調達費用	1,391	1,258	預金貸出金利鞘	1.11%	1.13%
役務取引等利益	716	336	総資金利鞘	0.32%	0.33%
役務取引等収益	1,823	1,846	預貸率(期末)	25.65%	26.27%
役務取引等費用	1,107	1,510	預貸率(期中平均)	26.61%	25.68%
その他業務利益	358	236	預証率(期末)	16.31%	15.25%
その他業務収益	358	236	預証率(期中平均)	16.35%	15.09%
その他業務費用	—	—	実質業務純益	280,712	291,816
業務粗利益率	0.69%	0.68%	コア業務純益	280,581	291,816
総資産経常利益率	0.26%	0.26%	コア業務純益 (投資信託解約損益除く)	280,581	291,816
総資産当期純利益率	0.18%	0.19%			

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	区分	令和4年度	令和5年度
資金運用勘定平均残高	80,262,099	82,851,641	資金調達勘定平均残高	75,995,508	78,406,778
うち貸出金	19,468,308	20,137,523	うち預金積金	75,995,508	78,406,778
うち預け金	48,319,920	50,831,183	うち譲渡性預金	—	—
うち金融機関貸付等	—	—	うち借入金	—	—
うち有価証券	12,425,717	11,834,780	資金調達勘定利息	1,391	1,258
資金運用勘定利息	560,355	569,341	うち預金積金	1,391	1,258
うち貸出金	289,313	300,836	うち譲渡性預金	—	—
うち預け金	57,273	60,767	うち借入金	—	—
うち金融機関貸付等	—	—	資金調達勘定利回り	0.00%	0.00%
うち有価証券	196,543	190,219	うち預金積金	0.00%	0.00%
資金運用勘定利回り	0.69%	0.68%	うち譲渡性預金	—	—
うち貸出金	1.48%	1.49%	うち借入金	—	—
うち預け金	0.11%	0.11%			
うち金融機関貸付等	—	—			
うち有価証券	1.58%	1.60%			

経営指標

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	480,306	512,535	562,476	571,077	578,446
経常利益	160,131	120,777	235,922	209,251	223,448
当期純利益	114,347	88,385	170,603	151,864	162,747
預金積金残高	63,195,489	67,368,396	74,155,111	77,795,795	78,730,107
貸出金残高	17,931,204	18,480,901	18,970,362	19,956,250	20,686,576
有価証券残高	13,427,486	13,198,018	13,886,869	12,695,396	12,007,754
総資産額	68,517,589	72,846,009	79,721,201	82,719,869	83,693,875
純資産額	4,823,801	4,961,384	5,062,545	4,654,144	4,752,849
自己資本比率	13.39 %	13.16 %	12.82 %	12.72 %	12.70 %

貸倒引当金・貸出金償却

(単位：千円)

項目	令和4年度末	令和5年度末	項目	令和4年度末	令和5年度末
貸倒引当金	252,909	309,940	貸倒引当金増減	65,725	57,030
一般貸倒引当金	117,317	111,775	一般貸倒引当金増減	18,145	△ 5,542
個別貸倒引当金	135,592	198,165	個別貸倒引当金増減	47,580	62,573
貸出金償却	14,276	17,832	貸出金償却増減	14,276	3,556

預 金

(単位：千円)

科 目	令和4年度平残	令和5年度平残
普通預金	60,054,335	62,868,789
貯蓄預金	—	—
通知預金	—	—
別段預金	122,561	117,375
納税準備預金	226,434	183,652
定期預金	14,827,597	14,493,782
定期積金	764,579	743,177
合 計	75,995,508	78,406,778

人 格	令和4年度末残	令和5年度末残
個 人	22,761,336	22,683,612
法 人	55,034,459	56,046,495
一般法人	55,034,459	56,046,495
金融機関	—	—
公 金	—	—
合 計	77,795,795	78,730,107

定期預金区分	令和4年度末残	令和5年度末残
固定金利	15,365,547	14,311,512
変動金利	—	—
その他	—	—
合 計	15,365,547	14,311,512

内国為替

(単位：百万円)

送金振込	令和4年度末残	令和5年度末残
仕 向	13,398 件	11,171 件
金額	33,334	34,564
被仕向	1,336 件	1,936 件
金額	1,595	1,750

有価証券

(単位：千円)

科 目	令和4年度平残	令和5年度平残
国 債	6,005,908	5,173,983
地 方 債	—	—
短期社債	—	—
社 債	5,074,741	5,371,128
株 式	—	—
外国証券	337,255	299,995
その他の証券	1,007,810	989,672
合 計	12,425,717	11,834,780

科 目	令和4年度末残	令和5年度末残
国 債		
減損後簿価	5,642,282	5,038,764
時 価	5,975,760	5,227,760
評価損益	343,477	188,995
地 方 債		
減損後簿価	—	—
時 価	—	—
評価損益	—	—
短期社債		
減損後簿価	—	—
時 価	—	—
評価損益	—	—
社 債		
減損後簿価	5,300,000	5,300,000
時 価	5,080,800	5,132,970
評価損益	△ 219,200	△ 167,030

融 資

(単位：千円)

科 目	令和4年度平残	令和5年度平残
手形貸付	—	—
証書貸付	19,468,308	20,137,523
合 計	19,468,308	20,137,523

使 途	令和4年度末残	令和5年度末残
運転資金	10,717,333	10,885,651
設備資金	9,238,916	9,800,924
合 計	19,956,250	20,686,576

担保保証	令和4年度末残	令和5年度末残
預金積金	195,446	182,005
不動産	13,232,368	13,355,849
保証協会	656,732	493,092
保証	5,448,138	5,600,288
信用	423,566	1,055,342
合 計	19,956,250	20,686,576

業種別残高	令和4年度末残	令和5年度末残
医療、福祉	19,956,250	20,686,576
合 計	19,956,250	20,686,576

※ 構成比は、「医療、福祉」100%です。

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

融資区分	令和4年度末残	令和5年度末残
固定金利	656,732	493,092
変動金利	19,299,518	20,193,484
合 計	19,956,250	20,686,576

代理貸付

(単位：千円)

科 目	令和4年度末残	令和5年度末残
全国信用協同組合連合会	—	—
独立行政法人福祉医療機構	—	—
(債務保証見返額)	(—)	(—)
合 計	—	—

科 目	令和4年度末残	令和5年度末残
株 式		
減損後簿価	—	—
時 価	—	—
評価損益	—	—
外国証券		
減損後簿価	300,000	300,000
時 価	299,010	299,200
評価損益	△ 990	△ 800
その他の証券		
減損後簿価	989,511	987,665
時 価	1,330,516	1,348,524
評価損益	341,004	360,858
有価証券合計		
減損後簿価	12,231,794	11,626,430
時 価	12,696,086	12,008,454
評価損益	464,292	382,024

※当組合は、商品有価証券を保有していません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

科 目	年 度	残存期間				期間の定めのないもの
		1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 1 0 年 以 内	1 0 年 超	
国 債	4 年 度	601,260	—	—	5,384,500	—
	5 年 度	—	—	—	5,227,760	—
地 方 債	4 年 度	—	—	—	—	—
	5 年 度	—	—	—	—	—
短 期 社 債	4 年 度	—	—	—	—	—
	5 年 度	—	—	—	—	—
社 債	4 年 度	200,000	1,199,790	490,890	3,190,120	—
	5 年 度	200,380	1,692,930	298,940	2,940,720	—
株 式	4 年 度	—	—	—	—	—
	5 年 度	—	—	—	—	—
外 国 証 券	4 年 度	—	198,320	—	100,000	—
	5 年 度	—	198,500	100,000	—	—
そ の 他 の 証 券	4 年 度	—	—	—	—	1,330,516
	5 年 度	—	—	—	—	1,348,524
合 計	4 年 度	801,260	1,398,110	490,890	8,674,620	1,330,516
	5 年 度	200,380	1,891,430	398,940	8,168,480	1,348,524

満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	100,000	100,690	690	100,000	100,700	700
	小 計	100,000	100,690	690	100,000	100,700	700
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計	100,000	100,690	690	100,000	100,700	700	

注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 貸借対照表計上額と時価が同額の場合、【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】に計上しております。

その他有価証券

(単位：千円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国 債	5,985,760	5,642,282	343,477	5,227,760	5,038,764	188,995
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,509,810	1,500,000	9,810	1,708,410	1,700,000	8,410
	株 式	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	小 計	8,826,086	8,131,794	694,292	8,284,694	7,726,430	558,264
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	3,570,990	3,800,000	△ 229,010	3,424,560	3,600,000	△ 175,440
	株 式	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	198,320	200,000	△ 1,680	198,500	200,000	△ 1,500
	小 計	3,769,310	4,000,000	△ 230,690	3,623,060	3,800,000	△ 176,940
合 計	12,595,396	12,131,794	463,602	11,907,754	11,526,430	381,324	

注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他の証券」は、投資信託です。

貸借対照表

(単位：千円)

資	産	令和4年度	令和5年度	負債及び純資産	令和4年度	令和5年度
現金	41,743	55,723	預金	77,795,795	78,730,107	
預け入金	49,949,511	50,912,806	当座預金	62,118,054	64,136,467	
手形			普通貯蓄預金			
定期金			通知預金	14,587,764	13,563,673	
保証金			定期積金	777,783	747,839	
債権			その他の預金	312,193	282,128	
債券			譲渡性預金			
貸借取引	12,695,396	12,007,754	借用金			
支払保証	5,985,760	5,227,760	借入金			
債権			売却手形			
債権			コーポレート債			
債権			現先勘定			
債権	5,080,800	5,132,970	債券貸借取引受入担保金			
債権			コマース・ペーパー			
証券	1,628,836	1,647,024	外国為替	121,464	102,392	
金	19,956,250	20,686,576	その他負債			
形			未決済為替			
付			未払費用	1,351	3,184	
付	19,956,250	20,686,576	給付補填金	19	15	
越			未払法人税等	56,705	69,395	
替			未払受益	24,431	25,399	
産	124,179	126,238	その他の負債	38,956	4,397	
貸			賞与引当金			
金	48,000	48,000	役員賞与引当金	96,343	82,979	
用			退職給付引当金	9,042	11,331	
益	75,983	78,084	役員退職慰労引当金			
等			特別法上の引当金			
資	196	154	繰延税金負債	28,864		
産	183,848	177,661	再評価に係る繰延税金負債	14,214	14,214	
物	11,856	11,331	債務保証			
地	157,880	157,880	負債計	78,065,724	78,941,025	
産			(純資産)			
定			出資金	45,843	44,548	
資	14,111	8,449	普通出資金	45,843	44,548	
産	21,850	26,442	優先出資金			
産	20,918	19,992	優先出資申込証拠金			
ア			資本剰余金			
ン			資本準備金			
産			その他資本剰余金			
931	6,450		利益剰余金	4,235,756	4,395,275	
10,612			利益準備金	70,000	70,000	
			その他利益剰余金	4,165,756	4,325,275	
			特別積立金	3,970,000	4,120,000	
	△ 252,909	△ 309,940	(うち退職給与積立金)	()	()	
(△ 135,592)	(△ 198,165)		当期末処分剰余金	195,756	205,275	
			自己優先出資			
			自己優先出資申込証拠金			
			組合員勘定合計	4,281,599	4,439,823	
			その他の有価証券評価差額金	335,369	275,849	
			繰延ヘッジ損益			
			土地再評価差額金	37,176	37,176	
			評価・換算差額等合計	372,545	313,026	
			純資産計	4,654,144	4,752,849	
合計	82,719,869	83,693,875	合計	82,719,869	83,693,875	

【貸借対照表関係注記事項】

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない金融商品については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
再評価を行った年月日 平成12年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 106,489,746円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価格 157,880,692円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）に基づいて算出
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 該当なし その他 5年～20年
6. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てしております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定をしており、その査定結果により上記の引当を行っております。
9. 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金試算の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
（1）制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日）
年金資産の額 219,079百万円 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 216,116百万円
差引額 2,962百万円
（2）制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日） 0.079%
（3）上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,094百万円であり、当組合は当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金2百万円を費用処理しています。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると思われる額を計上しております。
11. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引（又は売買取引）に準じた会計処理によっております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
13. 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための救済措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。
14. 金融商品の状況に関する事項
 - （1）金融商品に対する取組方針
当組合は預金業務、融資業務、市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、各種のリスクを総体的に捉えて業務の健全性等を確保すべく、統合的なリスク管理を行っております。
 - （2）金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として組合員に対する貸出金や有価証券及び金融機関向けの預け金です。貸出金については主に顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は主に債券・上場不動産投資信託（REIT）であり、満期保有目的・その他有価証券で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク・為替の変動リスク・市場価格の変動リスク等に晒されております。金融機関向けの預け金については、預け先金融機関の信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主として組合員からの預金であり、流動性リスクや金利の変動リスクに晒されております。
 - （3）金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理
当組合は、融資取扱基準及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は融資グループの他、リスク管理グループにより行われ、また定期的に理事会等において経営陣により、審議・報告をおこなっております。さらに与信管理の状況については、監事監査の対象としております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、有価証券運用規程等により信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。金融機関向けの預け金については、信用情報等を中心に管理しております。
 - ② 市場リスクの管理
 - （i）金利リスクの管理
当組合は、統合的なリスク管理によって組合全体の金利変動リスクを管理しております。リスク管理基準において、リスク管理方法や手続等を明記しており、常務理事会等において決定された統合的なリスク管理方針等に基づき、常務理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には資金証券グループ等において金融資産及び負債の状況を総合的に把握し、金利ショックを与えた場合の現在価値の変化を定量的に捉える等してモニタリングを行

【貸借対照表関係注記事項】

い、月次ベースで常務理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、保有する有価証券（債券）の一部において、為替の変動リスクを有しており、マーケット環境や為替レート等の変化を継続的にモニタリングしております。また、リスク管理基準においてリスク管理方法や手続等を明記しているとともに、統合的リスク管理の枠組みの中で定量的にリスクを捉えております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当組合は、保有する上場不動産投資信託（REIT）において、市場価格の変動リスクを有しており、マーケット環境や市場価格の変化を継続的にモニタリングしております。また、リスク管理基準においてリスク管理方法や手続等を明記しているとともに、統合的リスク管理の枠組みの中で定量的にリスクを捉えております。

(iv) デリバティブ取引

当組合ではデリバティブ取引を行っておりません。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数のうち金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金・積金」であります。当組合ではこれらの金融資産及び金融負債について、100bpを用いた経済価値の変動額を金利リスク量とし、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算出にあたっては、再評価法を用い、金利が100bp変化した時の時価総額を再計算し、変化前後の時価総額の差額を用いて当該リスク量としております。令和6年3月31日（当期の決算日）現在での当組合の金利リスク量（経済価値の減少額）は178百万円となっております。ただし、当該リスク量は金利以外のリスク変数が一定の場合を想定しているため、金利以外のリスク変数が変化した場合のリスク量は捕捉できません。また、100bpを超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。為替リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のうち債券の一部であり、10%円高方向に変動した場合の経済価値の変動額を為替リスク量とし、為替変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。令和6年3月31日（当期の決算日）現在で当組合の為替リスク量（経済価値の減少額）は、1百万円となっております。

価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のうち上場不動産投資信託（REIT）であり、バリュー・アット・リスク（VaR）を用いて価格変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。VaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。令和6年3月31日（当期の決算日）現在で当組合の価格変動リスク量（損失額の推計値）は、541百万円です。

なお、バリュー・アット・リスク（VaR）は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金調達の主要手段である預金の流動性を確保するため、資産の一部を短期の預け金等にすることで、調達とのバランス調整を計り流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に変わる金額を含めて開示しております。

15. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価等及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない金融商品は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額 (a)	時価等 (b)	差 額 (b-a)
(1) 現金	55	55	-
(2) 預け金	50,912	50,916	3
(3) 貸出金 (*1)	20,686		
貸倒引当金 (*2)	△309		
(貸出金小計)	20,376	20,376	-
(4) 有価証券			
① 満期保有目的の債券	100	100	0
② その他有価証券	11,907	11,907	-
金融資産計	83,352	83,357	4
預金・積金	78,730	78,730	△0
金融負債計	78,730	78,730	△0

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

金融資産

(1) 現金

当該帳簿価額を時価としております。

(2) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という。）

② 新型コロナウイルス感染症対応資金として、令和2年度に制度融資（固定金利）の取扱いを行いました。当該融資については、商品設計上の利率特性（一律金利）に鑑み貸出金計上額としております。

③ ①、②以外の変動金利によるものは貸出金計上額です。

(4) 有価証券

これらの時価について、上場不動産投資信託（REIT）は取引所の価格、債券は日本証券業協会（公社債店頭売買参考統計値）や取引証券会社等から提示された価格等によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は16から18に記載しております。

【貸借対照表関係注記事項】

金融負債

(1) 預金・積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
全信組連出資金 (*1)	48
合 計	48

(*1) 上記出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

16. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下19まで同様であります。

(1) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	100	100	0
小 計	100	100	0

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	-	-	-
小 計	-	-	-
合 計	100	100	0

(注) 1. 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 貸借対照表計上額と時価が同額の場合、【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】に計上しております。

3. 満期保有目的の債券のうち、当該債券の時価が償却減価に比べて著しく下落しており、時価が償却減価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、その評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。なお、当事業年度における減損処理額はありませぬ。

(2) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	5,227	5,038	188
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	1,708	1,700	8
そ の 他	1,348	987	360
小 計	8,284	7,726	558

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	3,424	3,600	△175
そ の 他	198	200	△1
小 計	3,623	3,800	△176
合 計	11,907	11,526	381

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が償却減価に比べて著しく下落しており、時価が償却減価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、その評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。なお、当事業年度における減損処理額はありませぬ。

17. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

18. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

19. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	-	-	-	5,227
地 方 債	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-
社 債	200	1,692	298	2,940
そ の 他	-	198	100	-
合 計	200	1,891	398	8,168

【貸借対照表関係注記事項】

20. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－百万円
危険債権額	198百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	287百万円
合計額	485百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 有形固定資産の減価償却累計額 83百万円
22. 有形固定資産の圧縮記帳額 該当無し
23. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等についてリース契約により使用しています。
24. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 94百万円
25. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 該当無し
26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 4百万円 |
| 退職給付引当金 | 22百万円 |
| 役員退職慰労引当金 | 3百万円 |
| その他 | 90百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 120百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 有価証券評価益 | 152百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 152百万円 |
| 繰延税金資産純額 | △31百万円 |
27. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- | | | |
|-------------|------|----------|
| 担保に提供している資産 | 預け金 | 2,000百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 為替取引 | 2,000百万円 |
28. 出資1口当たりの純資産額は、106,690円53銭です。
29. 会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 5百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として12.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
経常収益	571,077	578,446
資金運用収益	560,355	569,341
貸出金利	289,313	300,836
預け金利	57,273	60,767
有価証券利息配当金	196,543	190,219
その他の受入利息	17,225	17,517
役務取引等収益	1,823	1,846
受入為替手数料	76	112
その他の役務収益	1,746	1,733
その他の業務収益	358	236
国債等債券売却益	130	
国債等債券償還益		
金融派生商品収益		
その他の業務収益	227	236
その他の経常収益	8,540	7,022
貸倒引当金戻入金		
償却債権取立益	8,540	5,833
その他の経常収益		1,188
経常費用	361,826	354,601
資金調達費用	1,391	1,258
預金利息	1,359	1,238
給付補填備金繰入額	31	20
役務取引等費用	1,107	1,510
支払為替手数料	942	789
その他の支払手数料	164	153
その他の役務取引等費用		566
その他の業務費用		
国債等債券売却損		
国債等債券償還損		
国債等債券償却		
その他の業務費用		
経費	279,325	276,838
人件費	161,903	157,386
(報酬給料手当)	(131,777)	(128,812)
(退職給付費用)	(8,043)	(7,832)
(その他)	(22,082)	(20,742)
物件費	115,567	117,286
(事務費)	(28,491)	(24,256)
(固定資産費)	(49,166)	(48,776)
(事業費)	(15,228)	(16,918)
(人事厚生費)	(6,310)	(3,831)
(預金保険料)	(10,186)	(10,943)
(減価償却費)	(6,183)	(12,561)
(雑損)	()	()
税金	1,854	2,165
その他の経常費用	80,001	74,994
貸倒引当金繰入額	65,725	57,030
貸出金償却	14,276	17,832
退職給付費用(臨時分)		
その他の経常費用		130
経常利益	209,251	223,844
特別利益	—	849
特別損失	—	395
税引前当期純利益	209,251	224,297
法人税、住民税及び事業税	65,845	78,268
法人税等調整額	△ 8,458	△ 16,718
当期純利益	151,864	162,747
繰越金(当期首残高)	43,891	42,528
再評価差額金取崩額	—	—
目的積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	195,756	205,275

【損益計算書関係注記事項】

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 引当金及び準備金の繰入額は相手科目と相殺し、その超過額を計上しています。
- 出資1口あたりの当期純利益 3,653円31銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	195,756	205,275
積立金取崩額	0	0
(目的積立金目的外取崩)	(0)	(0)
計	195,756	205,275
これを次のとおり処分しました。		
出資に対する配当金	3,227	3,112
利益準備金	—	—
特別積立金	150,000	150,000
退職給与積立金	—	—
計	153,227	153,112
次期繰越金	42,528	52,163

私は、当信用組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの、第70期の事業年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書の適正性、および同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和6年6月25日

福岡県医師信用組合 理事長 蓮澤 浩明

地域密着型金融推進への取組み

地域密着型金融推進計画について

平成17年3月に、金融庁から「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」が公表されました。福岡県医師信用組合は、このプログラムに基づき「地域密着型金融推進計画」を平成17年8月に公表しました。この計画は、地域密着型金融の一層の推進を図るための計画です。当信用組合は、令和6年度も引き続き、この「地域密着型金融推進計画」を推進し、今後とも「お医者様の銀行」としてサービスに努め、金融面から地域医療発展のお手伝いをしてまいります。

地域密着型金融の取組みにかかる主要計数等の開示

1. 経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先 α			経営改善支援取組み率	ランクアップ率	再生計画策定率
	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画を策定した先数 δ			
13	—	—	—	—	—	—

2. 創業・新事業支援融資実績

令和5年度 該当ありません

3. 中小企業に適した資金供給手法

①財務制限条項を活用した商品による融資実績

令和5年度 該当ありません

②動産・債権譲渡担保融資の実績

令和5年度

うち売掛債権担保融資 該当ありません

うち動産担保融資 該当ありません

③ノン・リコースローンの実績

令和5年度

該当ありません

④財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資商品による融資

令和5年度

該当ありません

地域密着型金融の取組み状況 (令和5年4月～令和6年3月)

1. ライフサイクルに応じた支援強化

当信用組合では、要注意先等のランクアップへの取組みとして、要注意先等のお取引先に対して、訪問による経営改善指導をおこなっています。また、創業・事業再生支援として、メインバンクに協力して、支援いたします。

2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

当信用組合では、担保・保証に過度に依存しない融資等への取組みとして、ローンレビュー機能強化による情報収集をし、データの蓄積に努めています。

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

情報提供活動として、ディスクロージャー誌を全組合員にお届けしております。また、医師会の各種勉強会等に講師を派遣したり、下記の事業に協力・協賛しております。

福岡県医師会報等の発行

福岡県医師会新入会員説明会の開催

財団法人オイスカの国際協力活動

福岡県都市医師会報等の発行

福岡県医師会文化祭の開催

福岡県都市医師会事務長会議の開催

医学会等の開催

「経営者保証に関するガイドライン」への方針

福岡県医師信用組合では、平成25年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための体制整備を実施いたしました。

当信用組合は、今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

○経営者保証に関するガイドラインの取り組み状況

令和5年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は87件（前年度37件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は33.46%（前年度8.17%）となっております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

1. 福岡県医師信用組合の取り組み方針

福岡県医師信用組合は、福岡県医師会会員の相互扶助の精神に基づき、組合員の皆様のために必要な金融事業を積極的に行い、金融面からの地域医療発展のお手伝いに努めてまいります。

2. 態勢整備の状況

組合員の皆様により近く、ご要望にできるだけ早くお応えする福岡県医師信用組合とするために、平成24年に営業グループを新設し、ご相談があればすぐにお伺いできるような態勢整備をいたしました。

3. 取り組み状況

(1) 創業時

メインバンク・顧問税理士・コンサルタント等に協力して創業時の支援を行っております。また、医師会主催の新入会員説明会等に講師を派遣し、当組合の具体的な融資商品等についての紹介を行っています。また、通常よりも長期間での返済が可能な「開業運転資金融資」で、経営安定化のお手伝いをしています。

(2) 成長段階

医師会関連団体等と共同で経営セミナーを開催しています。また、様々な資金使途に利用可能で、組合員の皆様の手軽にご利用できる無担保融資を推進しています。

(3) 経営改善・事業再生

要注意先以下のお取引先に対して、訪問等による経営改善指導等を行っています。また、経営再建に資するリスケジュール等にも対応しています。

4. 地域の活性化に対する取り組み状況

(1) 文化的・社会的貢献活動

当信用組合では、下記の事業等に協力・協賛を行っています。

福岡県医師会報等の発行 福岡県医師会新入会員説明会の開催 財団法人オイスカの国際協力活動
福岡県郡市医師会報等の発行 福岡県医師会文化祭の開催
福岡県郡市医師会事務長会議の開催 医学会等の開催

(2) 融資を通じた地域貢献

当信用組合では、お客様の会員区分・資金使途に合わせた融資商品で、新規・継承開業、安定運営等のお手伝いをしております。

①融資金額

(単位：件、千円)

会員区分	区 分		件 数	金 額
	A	会 員		
	A	会 員	377	9,226,014
	B	会 員	402	4,896,806
		研 修 医	50	142,113
		一 人 法 人	198	6,062,974
		法 人	2	70,019
		医 師 会	4	288,650
		そ の 他	—	—
	合	計	1,033	20,686,576
商品区分				
		大 型 融 資	58	7,756,748
		一 般 融 資	245	6,765,391
		無 担 保 融 資	651	5,240,580
		研 修 医 融 資	50	142,113
		医 師 会 融 資	4	288,650
		配 偶 者 保 証 融 資	—	—
		F S 保 証 融 資	—	—
		県 制 度 融 資	25	493,092
	合	計	1,033	20,686,576

②地方自治体の制度融資の取扱状況

新型コロナウイルス感染症対応資金・長期経営安定資金・新事業展開促進資金・独立開業支援資金を取り扱っています。

③融資商品の概要

大型融資（愛称：たけ）

資金用途	開業資金・継承資金・他行借換
期間	30年以内
限度額	3億円
利率	基準金利±0%～-0.5%（担保・保証条件等によるスプレッド）
担保保証	担保・保証人等が必要です
年齢	原則75歳完済

一般融資（愛称：まつ）

資金用途	【A会員】医業関係資金および健全なる生活設計資金 【B会員】健全なる生活設計資金
期間	事業資金 I 運 転 資 金 : 3年以内 II 設 備 資 金 : 償却期間または10年以内のいずれか短い方 III 建 築 資 金 : 30年以内 IV 開 業 資 金 : 30年以内 V そ の 他 : 案件毎に検討 生活設計（個人）資金 I 学 資 金 : 5年～20年以内（学部により変動） II 自動車購入資金 : 7年以内 III 住宅購入資金 : 30年以内 IV そ の 他 : 案件毎に検討
限度額	【A・B会員】1億円
利率	基準金利±0%～-0.3%（担保・保証条件等によるスプレッド）
担保保証	担保・保証人等が必要です
年齢	原則75歳完済

無担保融資（愛称：さくら）

資金用途	【A会員】医業関係資金および健全なる生活設計資金 【B会員】健全なる生活設計資金
期間	事業資金 I 運 転 資 金 : 3年以内 II 設 備 資 金 : 償却期間または10年以内のいずれか短い方 III 建 築 資 金 : 30年以内 IV 開 業 資 金 : 30年以内 V そ の 他 : 案件毎に検討 生活設計（個人）資金 I 学 資 金 : 5年～10年以内（学部により変動） II 自動車購入資金 : 7年以内 III 住宅購入資金 : 30年以内 IV そ の 他 : 案件毎に検討
限度額	【A会員】5,000万円 【B会員】5,000万円
利率	【A会員】基準金利+1.0%～-0.2% （格付、財務内容等によるスプレッド） 【B会員】基準金利+0.2%
担保	不要
保証	【A会員】原則として配偶者または後継者 【B会員】原則として配偶者または親族
年齢	原則75歳完済

研修医融資（愛称：うめ）

資金用途	健全なる生活設計資金
期間	5年以内
限度額	1,000万円
利率	基準金利20年もの
年齢	申込時に研修医であること
担保保証	原則不要

Dr.フリーローン

資金用途	フリー（一部資金は除く）
期間	10年以内
限度額	500万円
利率	3.00% + 保証料
保証料率	0.80%（支払状況により、変更になる場合有）
保証会社	オリエントコーポレーション株式会社
年齢	75歳完済
	※住居もしくは勤務地が福岡県内で、収入のある勤務医の方はご利用可能です。

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位：千円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4年度	—	—	—	—	—
	5年度	—	—	—	—	—
危 険 債 権	4年度	135,592	—	135,592	100.00%	100.00%
	5年度	198,165	—	198,165	100.00%	100.00%
要 管 理 債 権	4年度	—	—	—	—	—
	5年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権額	4年度	—	—	—	—	—
	5年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	4年度	1,690,763	30,000	22,092	3.08%	1.33%
	5年度	287,096	40,000	5,517	15.85%	2.23%
小 計	4年度	1,826,355	30,000	157,684	8.63%	9.44%
	5年度	485,261	40,000	203,682	50.21%	45.74%
正 常 債 権	4年度	18,129,894				
	5年度	20,201,315				
合 計	4年度	19,956,250				
	5年度	20,686,576				

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
- 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
- 「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
- 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未払利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
- 金額は、決算後（償却後）の計数です。
- 「貸倒引当金引当率」は、「貸倒引当金」／（「不良債権」－「担保・保証等」）でもとめます。
- 「保全率」は、「保全額」／「不良債権」でもとめます。

協同組織による金融事業に関する法律施行規則（平成5年大蔵省令第10号。以下「規則」という。）第69条第1項第5号2に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日金融庁告示第17号、いわゆるパーゼルⅡ第3の柱（市場規律））として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を当該告示に則り、本章で開示しております。

【定性的な開示事項】

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発 行 主 体	福岡県医師信用組合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普 通 出 資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	44 百万円
配 当 率	7.00 %
償 還 期 限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

信用協同組合等の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合の自己資本比率は、国内基準の4%を大きく上回っており、経営の健全性や安定性は十分確保されているものと評価しております。また、銀行勘定の金利リスクが自己資本に与える影響につきましても、目安となる20%を下回っており信用リスクとともに金利リスク等を考慮したバランス経営を重視しております。

一方、将来の自己資本充実策については、期初において市場環境等をふまえた収支計画を策定し、同計画に基づく業務推進を通じた利益による資本の積み上げを中心的な施策としております。

信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは取引先や投資先の財務状況の悪化などにより、当組合が有する資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクの事をいいます。当組合では信用リスクを経営管理上の重要なリスクファクターと理解しており、与信業務や有価証券運用業務において、各種規定等を整備したうえで広く役職員に理解と遵守を促すとともに、当該リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの計測及び評価につきまして、当組合では信用格付制度を導入してありまして信用リスクの計量化を図っております。また、有価証券においては各種のモニタリングを中心に、信用リスクに起因する経済的価値の変化を注視しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理グループで協議検討を行うとともに、必要に応じて常務理事会等の経営陣に対する報告等管理態勢を整備しております。

貸倒引当金については「自己査定基準」及び「償却・引当計上基準」に基づき自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金においては、正常先債権、要注意先債権および要管理先債権、それぞれの区分毎に、貸倒実績率から過去の損失率を算出し、将来見込みに係る必要な修正を加えて予想損失率とし、これによって算定される予想損失額を計上しております。

また、個別貸倒引当金において、破綻懸念先債権は、個別債務者のⅢ分類債権からキャッシュフローによる回収可能額を除いた残額を予想損失額とし、計上しています。実質破綻先債権および破綻先債権は、個別債務者ごとにⅢ分類及びⅣ分類額を予想損失額として、予想損失額に相当する額を計上するか、直接償却しております。なお、それぞれの結果については、監事及び公認会計士の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

- ① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
 - ・ R & I ・ JCR ・ S & P ・ Moody's
- ② エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
 - ・ 国内向けエクスポージャー R & I ・ JCR
 - ・ 海外向けエクスポージャー R & I ・ JCR ・ S & P ・ Moody's

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、「適格金融資産担保」・「貸出金と自組合預金の相殺」・「保証」・「クレジット・デリバティブ」などがあります。

なお、上記信用リスク削減手法に該当するエクスポージャーは現在保有しておりません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

・ 該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

・ 該当ありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナルリスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク等の事をいいます。当組合では、現在各種規定や基準・規則等のもと合理化した組織管理態勢やカスタマイズされたシステム運営とともに、定期的に収集した各種情報の分析・評価を行い有効な対策等を検討する事により、オペレーショナルリスクにおける顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

しかしながら、近年リスクの多様化や複雑化が急速に進行しており、当組合におきましても各種リスク管理の更なる高度化等の推進により、管理態勢の強化を図るべく努めております。また、当該リスクに関しましては、リスク管理グループにおきまして協議・検討するとともに、必要に応じて常務理事会等経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

「基礎的手法」を採用する事としております。

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合において出資等または株式等エクスポージャーにあたるものは、「上場REIT・全信組連出資金等」が該当します。このうち、上場REITにかかるリスクの認識については、日々のモニタリングを中心に、時価評価や最大予想損失額（VaR）及びストレステスト等のリスク計測により把握するなど適切なリスク管理に努めております。また、当該関連商品への投資については、有価証券投資方針の中で投資枠等を設定しており、ポートフォリオ全体のトータルリスクバランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、「有価証券運用規程」や「リスク管理基準」等に基づいた、適正な運用管理を行っております。また、全信組連等の出資金に関しては、売買や利益を目的としたものではなく、適切な管理を行っております。

リスク計測等から得られた各種リスク状況については、リスク管理グループによる内容の把握や将来的な対応策等の協議とともに、適宜、経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理を行っております。なお、当該取引にかかる会計処理については、「金融商品会計基準」や「金融商品会計に関する実務指針」及び当組合が定める「有価証券運用規程」等に従った、適正な処理を行っております。

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
金利リスクとは、市場金利等の変動により収益性や資産等の経済的価値に対する影響を指しますが、当組合では、銀行勘定に係る金利リスクについて定期的な評価・計測を行い適宜対応を講じる態勢としております。
- ・リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明
担当部署が金利リスクのモニタリング・分析等を行い、リスク管理グループ及び常務理事会等に報告・提言をしております。またリスク管理グループでは、同リスクに関するマーケットの状況把握・管理方針・今後の計画や削減策等の審議・調整を行っております。
- ・金利リスク計測の頻度
担当部署では金利リスクに係るモニタリングをデイリーベースで行い、リスク管理グループおよび常務理事会への報告は月次ベースを基本（市況急変時を除く）としています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明
当組合では現在金利リスクをヘッジするための削減手法（デリバティブ取引等）は利用しておりません。

金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる金利リスク（ $\Delta E V E$ ）算定手法の概要

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.250年
 - ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5.000年
 - ・流動性預金への満期の割当て方法及びその前提 金融庁のコア預金標準方式を採用しています。
 - ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
定期預金の早期解約率については、金融庁の標準的手法（フロア有13%）を採用しています。
固定金利貸出の期限前返済は想定しておりません。
 - ・複数の通貨の集計方法及びその前提
単純合算しています。通貨間の相関は考慮しておりません。
 - ・スプレッドに関する前提
割引金利にスプレッドは含めていますが、 $\Delta E V E / \Delta N I I$ 計算時にはスプレッド変動は考慮していません。
（NII計算時の再投資利回りにスプレッドは考慮していますが、 $\Delta N I I$ 計算時にはキャッシュフローは金利変化分のみ考慮し、スプレッドは考慮されないこととなります。）
 - ・内部モデル使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金モデルは金融庁標準方式を採用しています。
定期預金の早期解約率については早期解約の実績データから計算される値、金融庁の標準的手法（フロア有13%）を採用しています。
 - ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
特筆すべき大きな変動要因はありません。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
 $\Delta E V E$ とは銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものです。開示告示（国内基準行）に定められたシナリオの金利ショック（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト・スティープ化）に基づき計算されるもののうち、最大値を金利リスク額として算定しています。
 $\Delta N I I$ とは銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する収益ベースの影響額を計測するものです。上方パラレルシフトおよび下方パラレルシフトに基づき計算を行い、基準日から12ヶ月間の純金利収入（NII：受取利息と支払利息の差）に与える減少額を算定しています。
- 内部管理において使用する金利リスク算定手法の概要
- ・金利ショックに関する説明
100bpvを採用しています。
 - ・金利リスク計測の前提及びその意味
当該金利リスク計測に係る上記以外の前提は、上記 $\Delta E V E$ 計測に係るものと同じです。

（注）金融庁のコア預金標準方式とは、流動性預金について①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額のうち最小額をコア預金（最長満期5年以内・平均満期2.5年以内で金融機関が独自に定めるもの）の上限額としております。

単体における事業年度の開示事項
自己資本の構成に関する事項

自己資本比率

(単位：千円、%)

項 目	令和4年度		令和5年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は 会員勘定の額	4,278,371		4,436,711	
うち、出資金及び資本剰余金の額	45,843		44,548	
うち、利益剰余金の額	4,235,756		4,395,275	
うち、外部流出予定額(△)	3,227		3,112	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	117,317		111,775	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	117,317		111,775	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目 の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行され た資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額 に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パー セントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額 に含まれる額	2,312		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,398,001		4,548,487	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係る ものを除く。)の額の合計額	15,806		19,128	
うち、のれんに係るものの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに 係るもの以外の額	15,806		19,128	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—		—	
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資 本に算入される額	—		—	
前払年金費用の額	—		—	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除 く。)の額	—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段 の額	—		—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—		—	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—		—	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するも のに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固 定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に 関連するものの額	—		—	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するも のに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固 定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に 関連するものの額	—		—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	15,806		19,128	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	4,382,195		4,529,358	

(単位：千円、%)

項 目	令和4年度		令和5年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	33,456,452		34,608,565	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	51,390		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	51,390		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	990,064		1,042,727	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセットの額の合計額 (二)	34,446,516		35,651,293	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (二))	12.72%		12.70%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。
 なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

【定量的な開示事項】

自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びオペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
A. 信用リスク・アセット 所要自己資本額合計	33,456	1,338	34,608	1,384
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	33,405	1,336	34,608	1,384
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	100	4	100	4
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,037	401	10,231	409
法人等向け	3,343	133	3,543	141
中小企業等向け及び個人向け	1,945	77	2,216	88
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上上延滞等	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	2	0	1	0
株式会社地域経済活性化支援機構による保証付	—	—	—	—
出資等	989	39	987	39
出資等のエクスポージャー	989	39	987	39
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	16,984	679	17,526	701
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本にかかる調整項目の額に算入されなかった部分にかかるエクスポージャー	48	1	48	1
特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー	227	9	308	12
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	16,708	668	17,170	686
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	51	2	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
B. オペレーショナル・リスク	990	39	1,042	41
C. 単体総所要自己資本額(A+B)	34,446	1,377	35,651	1,426

(注) 1. 所要自己資本額=リスクアセット額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け(「国際決済銀行等向け」を除く)」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことでです。

4. 当組合のオペレーショナル・リスクは、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナルリスク(基礎的手法)の算定方法> $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$	
--	--

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）
信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高

（単位：百万円）

	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		預け金		その他		令和4年度	令和5年度
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度		
現金	41	55	—	—	—	—	—	—	41	55	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,656	5,051	—	—	5,656	5,051	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	200	—	—	200	200	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	102	102	—	—	102	102	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	50,189	51,157	—	—	200	200	49,989	50,957	—	—	—	—
法人等向け	5,119	5,118	—	—	5,119	5,118	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	2,594	2,955	2,594	2,955	—	—	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	649	488	649	488	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等	989	987	—	—	—	—	—	—	989	987	—	—
上記以外	17,034	17,539	16,711	17,241	—	—	—	—	323	297	—	—
相手先別合計	82,578	83,657	19,956	20,686	11,278	10,672	49,989	50,957	1,354	1,341	—	—
国内	82,275	83,354	19,956	20,686	11,964	10,369	49,989	50,957	1,354	1,341	—	—
国外	302	302	—	—	302	302	—	—	—	—	—	—
地域別合計	82,578	83,657	19,956	20,686	11,278	10,672	49,989	50,957	1,354	1,341	—	—
1年以下	28,126	42,032	78	71	801	200	27,246	41,759	—	—	—	—
1年超5年以下	22,109	9,874	1,195	1,469	1,402	1,904	19,510	6,501	—	—	—	—
5年超10年以下	4,776	5,058	4,274	4,654	501	403	—	—	—	—	—	—
10年超	22,979	22,654	14,407	14,490	8,571	8,164	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	4,587	4,037	—	—	—	—	3,232	2,696	1,354	1,341	—	—
残存期間別合計	82,578	83,657	19,956	20,686	11,278	10,672	49,989	50,957	1,354	1,341	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーの事です。
 3. 当組合ではデリバティブ取引は行っておりません。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されたエクスポージャーについては、上記以外に区分しております。

信用リスクに関する主なエクスポージャーの期中平均残高

（単位：百万円）

信用リスクに関する主なエクスポージャー	期中平均残高	
	令和4年度	令和5年度
貸出金	19,468	20,137
債券	11,417	10,845
預け金	48,319	50,831

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	令和4年度	99	18	117
	令和5年度	117	△5	111
個別貸倒引当金	令和4年度	88	47	135
	令和5年度	135	62	198
合計	令和4年度	187	65	252
	令和5年度	252	57	309

(注) 特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額はございません。

地域別の個別貸倒引当金期末残高及び期中の増減額 (単位：百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
国内	令和4年度	88	47	135
	令和5年度	135	62	198
国外	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	—	—	—
合計	令和4年度	88	47	135
	令和5年度	135	62	198

相手先別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等 (単位：百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高	貸出金償却
当組合員向け	令和4年度	88	47	135	14
	令和5年度	135	62	198	17
当組合員以外向け	令和4年度	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—
合計	令和4年度	88	47	135	14
	令和5年度	135	62	198	17

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付有	格付無	格付有	格付無
0%	—	6,422	—	5,680
10%	—	27	—	17
20%	50,590	—	51,558	—
35%	—	—	—	—
50%	3,110	—	2,708	—
75%	—	2,594	—	2,955
100%	1,809	17,797	2,209	18,205
150%	—	—	—	—
250%	—	91	—	123
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	55,509	26,933	56,476	26,983

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不参入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位：百万円)

信用リスク削減手法	信用リスク削減手法					
	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
ポートフォリオ	—	—	—	—	—	—
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—

(注) 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。

出資等エクスポージャーに関する事項
貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	1,330	1,330	1,348	1,348
非上場株式等	48	—	48	—
合 計	1,378	1,330	1,396	1,348

(注) 上場株式等の内容は上場不動産投資信託 (REIT) です。
非上場株式等の内容は、全信組連出資金等で売却を行う目的のものではありません。
また、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーを保有する場合は、非上場株式等に含めて記載します。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
売却益	0	—
売却損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない
評価損益の額 (単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	341	360

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		△EVE				△NII			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方パラレルシフト	178	425	52	117				
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0				
3	スティープ化	200	297						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	200	425	52	117				
		ホ				ヘ			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,529		4,382					

(注1) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

顧客保護等管理方針

1. お客様保護のための基本方針
当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用し又は利用しようとする方（以下「お客様」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。
2. お客様への説明について
当組合は、法令等を遵守して、お客様への説明を要するすべての商品等について、お客様の取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。
3. お客様からのご相談・苦情等について
当組合は、お客様からのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客様の正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客様のご理解が得られるように努めます。
4. お客様の情報管理について
 - (1) 当組合は、お客様の情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客様にお示しした利用目的の範囲を超えた取扱や外部への提供を行いません。
 - (2) 当組合は、お客様の情報の正確性の維持に努めるとともに、お客様の情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。
5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客様情報の取扱やお客様への対応について
当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客様の情報及びお客様への対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。なお、お客様からのご相談・苦情等につきましては、当信用組合の次のお問い合わせ窓口までお申し出ください。
【お問い合わせ窓口】 福岡県医師信用組合 お客様相談室 電話 092-431-4964
受付時間 9：00～17：00（ただし、当組合の休業日を除く）

※苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。
詳しくは当信組お客様相談室へご相談ください。
○ しんくみ相談所 電話 03-3567-2456
相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえで当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

※紛争解決を図る場合には東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京弁護士会等」という）のほか、福岡県弁護士会が設置運営する紛争解決センターに依頼することも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出下さい。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。なお、東京弁護士会等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
※例えば、福岡県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたります。
※例えば、お客様は福岡県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

(注) 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。
下記、弁護士会等のいずれかにご照会ください。

- 東京弁護士会紛争解決センター 電話 03-3581-0031（平日の09:30～15:00）
- 第一東京弁護士会仲裁センター 電話 03-3595-8588（平日の09:30～16:00）
- 第二東京弁護士会仲裁センター 電話 03-3581-2249（平日の09:30～17:00）
- 天神弁護士センター 電話 092-741-3208（平日の10:00～19:00）（土日祝日の10:00～13:00）
- 北九州法律相談センター 電話 093-561-0360（平日の09:30～15:30）
- 久留米センター 電話 0942-30-0144（平日の10:00～16:00）

事業内容

手数料

業 務	事 業 内 容	項 目			
		組 合 員	一 般		
預 金 業 務	普通預金、通知預金 納税準備預金 定期預金、定期積金	振込（電信扱）	3万円未満	440円	660円
			3万円以上	660円	880円
貸 出 業 務	手形貸付、証書貸付	振込（文書扱）	3万円未満	330円	550円
			3万円以上	550円	770円
商品有価証券 売 買 業 務	取り扱っておりません。	送 金	電 信 扱	660円	880円
			普 通 扱 （送金小切手）	660円	770円
有 価 証 券 投 資 業 務	預金の支払準備および資金運用のため国債、地方債、社債、その他の証券で運用いたしております。	証 明 書 発 行	残 高 証 明 書	110円	220円
			融 資 証 明 書	110円	220円
			そ の 他 証 明 書	110円	220円
内 国 為 替 業 務	送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。	そ の 他	自 己 宛 小 切 手	110円	220円
外 国 為 替 業 務	取り扱っておりません。		通帳証書等再発行	110円	220円
社債受託および登録業務	取り扱っておりません。	協力預金をしていただいております組合員のみなさまの手数料は、無料とさせていただきます。			
金融先物取引等の受託等業務	取り扱っておりません。				
付 帯 業 務	債務の保証業務 代理業務（全国信用協同組合連合会、独立行政法人福祉医療機構）				

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。
 なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

ごあいさつ	...	1		
【概況・組織】			【有価証券に関する指標】	
1. 事業方針	...	1	43. 商品有価証券の種類別平均残高	... * 6
2. 事業の組織	... *	2	44. 有価証券の種類別平均残高	... * 6
3. 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）	... *	1	45. 有価証券種類別残存期間別残高	... * 7
4. 店舗一覧（事務所の名称・所在地）	... *	1	46. 預証率（期末・期中平均）	... * 5
5. 地区一覧	...	1	【経営管理体制に関する事項】	
6. 組合員数	...	2	47. 法令遵守の体制	... * 4
【主要事業内容】			48. リスク管理体制	... * 4
7. 主要な事業の内容	... *	26	資料編	
【業務に関する事項】			49. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	... * 26
8. 事業の概況	... *	5	【財産の状況】	
9. 経常収益	... *	5	50. 貸借対照表、損益計算書、	
10. 業務純益	...	5	剰余金処分計算書	... * 8
11. 経常利益	... *	5	51. リスク管理債権及び	
12. 当期純利益	... *	5	同債権に関する保全額	... * 17
13. 出資総額、出資総口数	... *	2	(1) 破綻先債権	
14. 純資産額	... *	5	(2) 延滞債権	
15. 総資産額	... *	5	(3) 3か月以上延滞債権	
16. 預金積金残高	... *	5	(4) 貸出条件緩和債権	
17. 貸出金残高	... *	5	52. 金融再生法開示債権	
18. 有価証券残高	... *	5	及び同債権に対する保全額	... * 17
19. 単体自己資本比率	... *	5	53. 自己資本充実状況（自己資本比率明細）	... * 20
20. 出資配当金	... *	2	54. 有価証券、金銭の信託等の評価	... * 7
21. 職員数	... *	1	55. 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	... * 5
【主要業務に関する指標】			56. 貸出金償却の額	... * 5
22. 業務粗利益、業務粗利益率	... *	5	57. 財務諸表の適正性及び	
23. 資金運用収支、役員取引等収支	... *	5	内部監査の有効性について	... * 14
24. 資金運用勘定、資金調達勘定の			【その他の業務】	
平均残高等、利回り、資金利鞘	... *	5	58. 内国為替取扱実績	... 6
25. 受取利息、支払利息の増減	... *	5	59. 手数料一覧	... 26
26. 役員取引の状況	...	5	60. 当組合の考え方	... 1
27. その他業務収益の内訳	...	5	61. 沿革・あゆみ	... 1
28. 総資産経常利益率	... *	5	62. 継続企業の前提の重要な疑義	... * 註無なし
29. 総資産当期純利益率	... *	5	63. 総代会について	... 2
30. 実質業務純益	... *	5	64. 報酬体系について	... 2
31. コア業務純益	... *	5	65. リレーションシップバンキングについて	... 14
32. コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	... *	5	【地域貢献に関する事項】	
【預金に関する指標】			66. 地域貢献	... 15
33. 預金種目別平均残高	... *	6	67. 地域密着型金融の取組み状況	... 14
34. 預金者別預金残高	...	6	68. 中小企業の経営改善及び	
35. 定期預金種類別残高	... *	6	地域の活性化のための取組み状況	... * 15
【貸出金等に関する指標】				
36. 貸出金種類別平均残高	... *	6		
37. 担保種類別貸出金残高、債務保証見返額	... *	6		
38. 貸出金利区分別残高	... *	6		
39. 貸出金使途別残高	... *	6		
40. 貸出金業種別残高、構成比	... *	6		
41. 預貸率（期末・期中平均）	... *	5		
42. 代理貸付残高の内訳	...	6		

※ 本ディスクロージャー誌の各表（項目）において縦・横の内訳の金額を加算したものが合計金額と一致していない場合があります。これは各表の表記単位未満を切り捨て処理したためです。
 諸比率等の%は、小数点以下第3位以下を切り捨てのうえ小数点以下第2位まで記載しています。